



## 係争中案件を含むデリケートな情報の慎重な取扱いについて

本市が現在対応しております損害賠償請求事件(以下「当該案件」という。)につきましては、市民の皆様の財産や利益に影響が及ぶ可能性があるため、その情報の取扱いについて、慎重に対応しているところです。

本市がこれまで公表を差し控えてきた理由につきましては、当該案件は現在係争中であり、特に外部への情報提供、口外、または不用意な言及は、本市の今後の主張・立場に重大な影響を及ぼし、訴訟対応に支障が生じる可能性があるためです。また、本件に関する情報には企業の戦略等個別企業に関わる内容が含まれており、とりわけ、相手側が積極的に公表されていることが確認できない情報については、慎重に対応すべきであり、本市情報公開条例の趣旨に基づき、本市から外部へ情報提供することは適切でないと判断したためです。公表は適切な時期に考えており、決して隠蔽ではありません。

本市としましては、令和7年11月20日に当該案件に係る訴状を受理した旨、市議会議長及び副議長(以下「正副議長」という。)に電話にて報告しました。同年12月1日には正副議長のもとへ直接出向き、当該案件の概要及び裁判費用の予算執行等にかかる説明と、行政と市議会が一体となってこの難局に立ち向かうべく、市議会のご理解とご協力を申しあげるとともに、市議会の責任で各議員への周知・説明と当該案件情報の慎重な取扱い及び管理等について、特段のご配慮を賜るよう、文書(別紙)にて正副議長に重ねて強く申しあげたところです。

また、市議会への当該案件に関する資料につきましては、本市情報公開条例の趣旨を基本とし、市議会として訴状の写しを必要とする「公益性の理由」を添え、文書で提出いただくようご依頼申しあげたところです。

しかしながら、当該案件の性質や影響等について、市議会と行政との間で十分な整理や議論等がなされないまま、令和7年12月10日開催の市議会12月定例月議会という「公」の場で、議員(副議長)が当該案件の内容や、慎重な取扱いを要する行政と市議会との協議内容ばかりでなく、「本市が隠蔽体質である」旨、複数回にわた

り強く言及されました。

この結果、当該案件の事実関係や本市の対応趣旨が十分に理解されないまま対外的に受け止められてしまった感は否めません。

本市としましては、今回の議員（副議長）の12月定例月議会における一連の発言は、行政と市議会との信頼関係を損なう行為であり、誠に遺憾であります。

とりわけ、複数回にわたる「隠蔽」との表現は事実に反し、本市の名誉及び市政運営に対する信頼を大きく損なうものであり、当該発言については、「撤回」を強く求めます。

また、市議会でこのような状況が継続されるのであれば、市民の皆様の財産と利益を守ることができなくなり、今後、市議会に対する情報提供のあり方等の対応を含め、考えざるを得ません。

言うまでもなく、市議会と行政は、対等な立場で互いにチェックし合うことで、健全な市政運営を目指すものです。

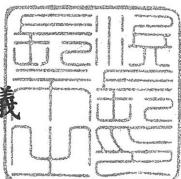
市議会と行政が互いの立場を尊重しながら、市民の皆様の財産や利益を守るため、当該案件を含むデリケートな情報の取扱いについて、共通理解を持つことが大変重要であると認識しております。

つきましては、本市の当該案件の対応趣旨について、深くご理解いただき、「隠蔽」との表現の撤回とともに、今後、当該案件を含むデリケートな情報の慎重な取扱いについて、今一度、市議会において、整理・共有等の検討を進めていただきますよう、申し入れます。

長浜市議会議長 伊藤 喜久雄 様

令和7年12月23日

長浜市長 浅見 宣義



令和7年12月1日  
正副議長への説明文書

1 事件の表示

- ・ 事件名 損害賠償請求事件  
相手方 千住金属工業株式会社（以下「同社」という。）

2 事案の概要

同社が本市相撲町の土地を工場用地として購入するに際し、本市が同土地の用途地域を準工業地域から工業地域に変更することに協力するかのような姿勢を見せながら、後にこれを翻したとして、当該対応が違法である旨主張し、本市に対する訴訟を提起されたもの。

3 損害賠償請求額

約14.2億円

4 事件に対する処理方針

本市はこれに応訴し、顧問弁護士である飯田和宏氏他3名（中坊法律事務所）に委任して、本市に違法とされる行為が全く無いことを主張・立証します。

5 今後の予定

令和7年12月15日（月） 口頭弁論期日  
(令和7年12月 8日（月） 答弁書提出期限)

6 弁護士報酬

本件は緊急に対応する必要があるため、弁護士報酬等の経費は予備費で対応します。

7 その他

本件は現在係争中であり、特に外部への情報提供、口外、または不用意な言及は、本市の今後の主張・立場に重大な影響を及ぼし、訴訟対応に支障を生じさせるおそれがあります。

本市といたしましては、本件について公表せず、最大限の注意を払っておりますのでご配慮くださいますようお願いします。